

第11回新型コロナウイルス感染症対策本部会議（令和2年6月1日）

1.本部長あいさつ

今日から移行期となり、今後の対応が難しくなる。どうやって日常に戻していくか、協議することが多く出てくる。十分注意して、対応にあたってほしい。

2.議事

(1) 6月1日以降の対応について

・対策本部の位置づけ

緊急事態宣言が解除された時点で特措法に基づく対策本部から任意の対策本部に移行。引き続き6月18日まで設置を継続する。

・イベントについて

屋内イベントは、参加者100人以内、収容定員の50%以内のどちらか少ない人数とする。

※収容定員の定めのない施設については、面積を4㎡(2m×2m)で除したうえで、机の配置等を勘案した人数

屋外イベントは200人以内とする。

首都圏からの講師は見合わせる。

・県外出張

県外出張は可能とするが、首都圏や北海道その他感染拡大地域については業務上必要なもののみ認める。その場合、帰庁後2週間は「不特定多数との接触を控える」「密閉した場所での会議等に参加しない」「至近距離での会話をしない」など万が一に備えた感染拡大予防対策を徹底するとともに、検温等健康観察も行う。

・私事旅行

私事旅行願は規則通り（2日以上）とするが、首都圏と北海道その他感染が拡大している地域については、日帰りも提出

帰宅後の対応は、県外出張と同様

・総合窓口（1階ロビー）

総合窓口は規模を縮小して継続、事務所内への一般客の立入制限も継続して実施。

・庁舎内で行う会議

イベントと同様の対応とする。

・県外からの庁舎への立入

首都圏と北海道その他感染が拡大している地域在住者及び2週間以内に首都圏と北海道その他感染が拡大している地域に旅行した町民等は、庁舎内への立入を控えていただく。

正面入口等に掲示して周知

3.情報共有

町民課 7月5日クリーン運動、一斉消毒

県のクリーン運動が例年通り実施されるため、町も同様に実施の予定
毎年全地域実施であったが、今年度は地区の意向で中止も可とする